

資料 1 用語集

(P は、その用語が初出するページです)

P 1：長寿命化
定期的な施設点検を行い、建物の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、余分な修繕費用抑え建物の物理的耐用年数を延ばす手法のこと。 国においても、施設の老朽化が急速に進展する中、インフラ長寿命化基本計画を策定し、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を進めている。
P 14：プラント施設
生産、処理などを行うための大型機械・設備などが主である施設。 富士市においては、ごみ処理施設（h環境クリンセンター）、生活排水処理施設（クリンセンターききょう、中野台下水処理施設）を保有している。
P 14：公営企業
民間企業と同じように 利用した人から料金をもらって（事業で収入をあげて）、かかる経費をまかなっている事業。 富士市においては、中央病院、上水道、下水道が公営企業。
P 1：公共施設マネジメント
総合的かつ統括的に公共施設の整備や管理運営を行い、施設維持管理経費の最小化や施設効果の最大化を図ること。 富士市においては、平成 22 年 4 月に策定した「第 2 次富士市行政経営プラン」の中で、定義され推進している。
P 1：インフラ
インフラストラクチャーの略で、上下水道や道路、電力、通信網などの施設のこと。 本基本方針においては、上水道、下水道の公営企業が保有する公共施設を除く、道路、橋りょう、河川、公園を総称して土木系インフラとしている。
P 9：大規模改修
日常的に行われている修繕工事とは別に、十年から数十年に一度施設全体に対して大規模な修繕工事を行うこと。 外壁の修繕や設備機器の更新等を行い、建物の機能劣化や機能の陳腐化を防止し、当初の機能回復と同時に、環境負荷の軽減やユニバーサルデザインへの対応など、利便性の向上を目的とする。 本基本方針では、新築後概ね 30 年の時期に大規模改修の実施、用途変更などの検討を行うことを前提に考えている。 長寿命化を目的として行う場合は、長寿命化改修と同義である。
P 10：長寿命化改修
施設の長寿命化を目的とし、建物外部の屋上や外壁、建物内部のトイレや内装、給排水設備、空調などの修繕工事を、計画的に行うこと。
P 10：予防保全型
定期的な点検により施設の損傷状態などの推移をもとに予測を行い、補修、更新を行う事により施設の安全性の向上及び長寿命化を図る手法。

P 10：事後保全型
劣化損傷が発生した場合に、施設の損傷が一定程度進行した段階で補修、更新を行い施設の機能維持を図る手法。
P 18：国立社会保障・人口問題研究所
厚生労働省に設置された国立の政策研究機関。国の社会保障制度の中・長期計画ならびに各種施策立案の基礎資料として、人口と世帯に関する推計を全国と地域単位で実施し、「日本の将来推計人口」、「都道府県別将来人口推計」、「市区町村別将来人口推計」等を公表している。
P 21：財政力指数
地方公共団体の財政力を示す指数として用いられ、1 を超えると財政的に豊かであるとされている。富士市は、平成 24 年度から 1 を下回っている。
P 21：バブル景気
1980 年代後半から 1990 年代初頭にかけて続いた日本の好景気の中で、不動産や株などへの投資が加速し、不動産の価格や株価が高騰したが、投資熱が冷めて急激に景気が後退した。景気が泡のように膨れて、突然はじけたことからバブル景気と呼ばれる。 富士市の場合、文化会館（ロゼシアター）がこの時期に建設計画を行っている。
P 21：普通地方交付税
どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供されるように、国の収入（所得税・法人税・酒税など）から、一定の割合を地方公共団体の財政力※等に応じて配分されるお金。 ※財政力指数が 1 を超える場合は、不交付となる。
P 21：市債
学校、福祉施設、道路などの公共施設を建設、整備するために必要な資金を、国や金融機関などから借入れるもの。なお、公共施設は将来にわたって使用するため、世代間の公平性の観点から、複数年に渡って償還（返済）し、次世代の市民にも応分の負担を求めるもの。
P 22：一般財源
用途が特定されておらず、富士市が自らの裁量で使用できる財源のこと。市税や地方交付税などがこれにあたる。
P 22：義務的経費
歳出のうち、人件費・扶助費・公債費等任意に節減できない性質を持つ経費のこと。
P 22：投資的経費
その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等（学校、福祉施設、道路など）を整備するための経費のこと。
P 22：扶助費
社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。 また、児童福祉費と教育費を除く扶助費は 65 歳以上の人口とほぼ正比例といえる強い相関にあると言われており、（一條義治：これからの総合計画-人口減少時代での考え方・つくり方-より）富士市においても、年々上昇の傾向にある。

P 22：生産年齢人口
15歳から64歳までの一般に生産活動に従事し得る年齢層のこと。 富士市においては、2040年には4万人以上減少すると推計されている。(2010年比)
P 23：延床面積
建築物の各階床面積を合計した面積のこと。
P 23：耐用年数
耐用年数は、大きく以下の3つに分けられる。 ① 物理的耐用年数 劣化により構造体における、部材強度の確保が困難な状態になるまでの年数。 ② 経済的耐用年数 維持管理コストが、新たに築造した場合の生涯コストより割高となること が、確実に見込まれることとなるまでの年数。(一般的に法定耐用年数、建設事業債務の償還年数などをいう) ③ 機能的耐用年数 技術革新、需要変化、法改正などにより、社会から求められる機能に不足を生じるまでの年数。 一般的には「①物理的耐用年数>②経済的耐用年数>③機能的耐用年数」となる。 今まで、富士市の一般公共建築物の耐用年数は、最短の③が多く、およそ40年であった。 また、法定耐用年数としては、一般的な減価償却期間である50年(鉄筋コンクリート造、事務所)とされているが、一般公共建築物の目標使用年数を鉄筋コンクリートの物理的耐用年数である65年と設定し、建物の長寿命化に取り組めます。
P 38：公有財産
普通地方公共団体が所有する不動産、動産などの財産。(地方自治法第238条)
P 38：行政財産
市が行政サービスを行うことを目的として保有している財産(土地・建物)。
P 38：普通財産
行政財産以外の財産。直接に公共的な目的で使用されるものではなく、貸付、売却、私権の設定等が可能とされている。
P 45：償還(市債の償還)
市債などの借入れた金額を返すこと。 市営住宅の場合は、家賃収入を市営住宅整備費の借入金の返済、施設の維持管理費などに充てて運営を行っている。
P 55：コーホート変化率法
人口推計を行う方法の一つで、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。「コーホート」とは、同じ年に生まれた人々の集団) 「富士市公共建築物保全計画」P176~178で平成45年までの地区別人口推計を行った結果を示している。

P 60：ライフサイクルコスト
建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物に要する費用の総額のこと。
P 62：指定管理者制度
民間事業者などに公の施設の管理を代行させることができる制度。 民間のノウハウや能力を幅広く活用することで多様化する住民ニーズに的確に対応し、効果的、効率的に施設を管理運営するための制度であり、富士市においても、複数の施設で制度を導入している。
P 62：PFI
プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共事業を実施するための手法の一つ。 民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。
P 62：受益者負担
施設、サービスの利用者（受益者）に料金を負担してもらうこと。
P 72：幼保一体施設
少子化の進行、育児サービスの多様化により生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、幼児教育と保育をともに実施する施設のこと。
P 80：観察保全型
劣化損傷により機能不全にならないよう劣化損傷の状況を観察し、適切な時期に対策を実施する手法。主に、ガードレールや街路照明などの管理に用いられる事が多い。
P 95：地方公会計制度改革
地方公共団体が、資産や債務の正確な把握と管理、財務情報の分かりやすい開示、予算編成・決算分析などでの利用を行なうため、会計制度に民間の企業会計制度の考え方を導入しようとする改革。 総務省は、平成 26 年には、各自治体間での比較の可能性を確保するため、統一的な基準を公表し、平成 27～29 年度までに、統一的基準に基づき財務書類を整備するよう求めている。
P 95：固定資産台帳
財務書類に計上される公有資産の取得価額や種類、資産名、用途、構造等を記載した台帳。